

**徳島県環境審議会 環境政策部会
平成22年度第1回会議 会議録**

1 日 時

平成22年5月18日（火）午後1時30分から午後3時15分まで

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

<委員>委員19名中13名出席

（1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者、五十音順、敬称略）

青木正繁委員、近藤光男委員（部会長）、鈴木 諫委員、田淵桂子委員、
田村 徹委員（副部会長）、津川なち子委員、唐渡義伯委員、中 央子委員、
林 繁利委員、藤村知己委員、本仲純子委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員、五十音順、敬称略）

岩崎小枝子委員、毛登山恵子委員

<事務局>

田村環境総局長、志摩環境総局次長、新納環境首都課長ほか

(会議次第)

1 開会

2 議事

（1）徳島県の地球温暖化対策推進計画について

○ 計画策定の基本方針（案）について

（2）その他

3 閉会

(配布資料)

資料1-1 計画策定の基本方針（案）

資料1-2 環境審議会のこれまでの委員意見（概要）

資料2-1 徳島県の温室効果ガス排出量の状況について（2007年（平成19年））

資料2-2 とくしま地球環境ビジョンの進捗状況（20年度末現在）

資料2-3 県民・事業者の意識調査結果（概要）

資料3 特定事業者における地球温暖化対策計画書及び実施状況等報告書の提出状況

資料4-1 「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」調査委員会設置要綱（案）

資料4-2 「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」の概要

参考資料1 地球温暖化対策基本法案の概要

参考資料2 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（概要）～小沢環境大臣試案～

(議事内容)

○事務局（会議の成立）

○環境総局長（あいさつ）

○事務局（配布資料確認、新委員紹介）

○部会長 それでは、これから私の方で議事の進行について司会をさせていただきます、
よろしく願いたします。本日の議事についてでございますが、ひとつでございます、

「徳島県の地球温暖化対策推進計画について」でございます。この案件につきましては、先程、総局長の方からお話がありましたように、昨年12月の「総会」で知事から諮問がありまして、それで「総会」において、この部会に付議されて、審議するという運びになっております。この計画は、今年度中を目途に策定するというところでございます。

今日がこの部会の1回目でございますので、本日は「計画策定の基本方針（案）」について、みなさんに御審議いただいて、それから進めて参ります。今日はこれの進め方、それから取り組み方の方針を決めるということでございます。

それでは、それにつきまして、いくつかみなさまに御審議願わないといけないのですが、その土台となる資料の説明を、お願いしたいとおもいます。よろしく申し上げます。

○事務局（資料説明）

○部会長 ただいま、事務局から沢山の資料の説明がありましたが、今から資料1-1が中心となりますが、「計画策定の基本方針（案）」について、みなさんから、御意見いただいて、進めていきたいとおもいます。

その前に、作業を沢山しないといけないということが大きな課題でありますので、そのことに関する方向性を決めることが、我々にとっての課題とおもいます。今後の予定を見ていただきますと、かなりいろんな行事をしながら進めていくと、特に計画に織り込むための施策ですね、その辺のことを考えているわけですが、それが6月からシンポジウムを3回やって、9月に骨子案をつくるという案でございますが、こういうふうに進めていくとなると、かなりタイトなスケジュールとなります。

計画の構成を見ると、最初の方は、算定ですね、計算作業等が沢山出てくるわけです。今の9月までの骨子案づくりということを考えますと、その中身としたら、例えば温室効果ガスの排出量を求める作業なんですが、その算定方法ですね、そういうことまでも議論しないといけない。それからその後に、先程申しましたが削減目標の達成に向けた施策の検討等とまた効果の算定をしていく、これらはそれぞれ独立しておらず、排出量の目標と施策はリンクしてますから、おそらくフィードバックしながらやっていかないといけない。そういう作業していく上で、これは私からの提案ですけども、この部会がやっていくと言うことになってますが、部会全員でやるとなかなか大変ですので、ワーキンググループをつくって、作業をやる。そのポイントポイントで、部会でみなさんから御意見をいただくというやり方で進めたらどうかとおもっています。

もう少し具体的に言いますと、骨子案が出てきた9月に、部会を開くということになってますので、これから3カ月ぐらいで骨子案をつくる作業が要りますので、その作業と、骨子案から計画素案に向けての作業をワーキンググループでやっていくという、そういうことを考えたりするわけですが、それについてみなさんに御意見いただいて、もし、よろしいということになれば、ワーキンググループをつくりたいとおもいますが、いかがでしょうか。

参考までに、資料2-2で説明していただいた「地球環境ビジョン」の行動計画をつくった時も、たしかワーキンググループをつくってやりました。私もそのワーキンググループのメンバーになっておりまして、その時は、もちろん事務局にすごく沢山作業していただいたんですが、専門家の方とも議論しながら進めてきて、部会で報告して議論というそんな格好で進めてきました。いかがでしょうか。

（委員からは特に意見なし）

特に意見ございませんか。そしたらワーキンググループをつくって進めていくということでもよろしいでしょうか。そういうやり方で進めさせていただきたいとおもいます。ありがとうございました。

そうなりますと、次にワーキンググループのメンバーの選出ということになりますが、この部会から3~4名ぐらいでどうかなとおもっています。ただし、必要に応じて

専門に近い方とかですね、部会以外の方でもいいかなとおもってるんですけど、ワーキンググループに来てもらって意見を述べていただくという、そういうことを含めながらグループのメンバーをここで選出していただいたらどうかなとおもってます。これにつきまして御意見いただけたら、ありがたいんですが、いかがでしょうか。

(部会長一任)

今、部会長一任との御意見がありましたので、私の方から、提案させていただいてよろしいですか。

メンバーとしまして、鈴木委員さん、鈴木委員さんはとくしま地球環境倶楽部の代表として来られています。それから津川委員さん、津川委員さんはみなさんご存じとおもいますが環境活動をされています。本仲委員さん、本仲先生は徳島大学で、ずっと環境のことをされてましたので、この3名の方と、私も入ります。この4名でワーキンググループのメンバーを構成させていただきたいとおもいます。よろしいでしょうか。

先程申し上げましたが、ワーキンググループ開催にあって、必要に応じてみなさんをお願いすることがあるかとおもいますが、その時は御協力よろしくお願ひします。

それでは、今度はですね、これでだいたい作業の段取りはできたわけですが、この計画の基本方針案の資料1-1について、御意見いただきたいとおもいます。項目が6項目ありますが、1番2番あたりはよろしいかとおもいますが、3番それから4番の計画の方向、それから5番、スケジュールを含めまして、どこからでも結構でございますので、計画の基本方向のところは、資料1-2と関係しますが、資料1-2に書いていますのが、この12月の総会で、私も沢山意見いただいたなどある種感動を覚えた訳ですが、いっぱい御意見を事務局が纏めてくれていますので、こういうことを織り込んでいきたいというふうに考えています。それでは、みなさん御意見よろしくお願ひします。何でも結構でございます。

私の方から少し申し上げますと、現時点ですごく悩ましいのは、今の国の方針で2020年までに25%削減というのが出てるんですけど、それをどう扱うかというその辺があります。本当に徳島県で2020年の削減目標をマイナス25%にするのか、国はそう言ってるんですけど、その中に排出量取引とか森林吸収量がどれだけ入っているというのがクリアにされていない状況なんですね。それとあと、日本国全体で閉じてるんですけど、都道府県では閉じてませんので、そのあたりどう考えていくのか、今どうこう結論はできませんが、たぶんワーキンググループでだいぶ議論していただかないといけないところでございます。いかがでしょうか、そのあたり、関係の情報がありましたら。

○事務局 先程も参考資料の方で説明申し上げましたが、国は法案の中で、中期目標が25%、これには大きな前提がありまして、公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意というものが前提といったかたちでの25%という意味合いでございます。そして先程、部会長が言われましたように、その中身でございますけど、京都クレジットいわゆる国外の対策と森林吸収量を含みうるというふうな表現をしております、しからば実際のいわゆる真水と言われる部分を、どのレベルに持っていくというのが、現時点では明示されておられません。その真水としての削減量というものと、その施策の取り組みのレベルがリンクするわけなので、ここが非常に悩ましいところでございまして、私どもも現在それがどうなるかという情報はございません。ですから今後、ロードマップが中央環境審議会の小委員会の中でいろいろ議論が進むのではないかと期待しているところでございまして、そういったのも見ながら、この審議会をはじめとして、また県民のみなさまとの意見交換会で広く御論議いただく中で、決まっていくのかなという感じはしております。

○部会長 というふうな状況でございまして、(国の)答えがどのように決まるか待っているわけですね。

それから、別の話ですけど、シンポジウムを3回程度となっておりますが、県南部、県西部、中央ですね、何か具体的なところがありましたら。これからですか、どういうふうにやっていくのかというのは。みなさま方との関係で、お願いするかもしれないことはあるんですか。

○事務局 まだ、具体的にはないんですけども、できましたら1～2名の方には御出席いただければありがたいなおもっています。

○部会長 シンポジウムは、計画をつくるという意味では、県民のみなさんの意見とか要望とかを聞かせていただくことはあるんですけど、これを通じて、やっぱり県民のみなさんに情報提供と、その人達に、よりこのことを理解していただくという意味もありますので、地道なところでみなさまに御協力を仰ぐかもしれませんので、その時はよろしくお願ひしたいとおもいます。

よろしいですか。こういう基本方針で進めさせていただくということで、御了承いただいたことにさせていただきます。

次に、その他という議題でございますので、その他について御審議いただいて、最後に全体的にみなさん御発言ございましたら、お願いすることとしまして、議事を進めたいとおもいます。それでは、その他につきまして説明お願ひします。

○事務局 (資料説明)

○部会長 只今、2点説明がありました。順次いきたいとおもいます。最初に、資料3の地球温暖化対策推進条例の執行状況についての御質問、御意見がございましたら。

○副部会長 ここに書いてある、第一種エネルギー管理指定工場というのは、かなり大きなところがございます、法律でやらねばならんということで問題はないようにおもうんです。しかし別途報告させるということに、反対する意志はございませんが、こういうことで得られたノウハウなり、やり方、例えば著しく電気を減らしたという事業所については、先程から出てます、環境の講演会や、啓発活動の中に取り入れて、やっぱり弱小、小さな事業所にそういうノウハウを展開していくということ一つ考えていただきたいとおもいますね。折角の宝の山ですから、データを集めるだけでなく、そういう展開をひとつお願ひしたいなおもっています。

○部会長 はい、ありがとうございます。これは日頃の活動といいますか、条例のことではないですね。いかがでしょうか。

○事務局 若干補足させていただきますと、みなさまに御審議いただきました地球温暖化対策推進条例の中にも、そういった優秀な取り組みについては、例えば公表なり、表彰するといった規定もございますので、私どもも積極的にそういった情報を提供していきたいと考えてます。もう1点は、中小企業の方も、積極的な取り組みをしていただけるように、条例に基づきまして地球温暖化対策指針をつくらせていただいております。その中には事業者の方がどういった取り組みをすれば、効果的な対策ができるかというふうなことも記載しております、これは若干難しい表現となっておりますが。

それからもう1点は、昨年度から国の方で地域グリーンニューディール基金というのができまして、その基金を活用しまして、積極的に新エネ、省エネ対策を取り組まれる事業者の方には、必要な費用を限定はされるのですが、3分の1を補助しようというふうな制度をつくらせていただく、それもいろいろPRしていこうというところでありま

○**部会長** 中小企業で困ってる方から、何とかならないかという声はあるんですか。そういう声があればやりやすいんでしょうけど。こっちから、集まってきて話を聞きなさいみたいなことをするよりも、そういうネットワークを持っていただけたらいいかなと、徳島県はたくさんありますよね。

○**事務局** 先程も言いました補助制度の中で、問い合わせはいただいております。

○**副部会長** その点に関しまして、日頃、中小企業の方といろいろ話をしていると、規制や条例が分かりにくいんですね、中小企業の方に対しては。ですから、環境の相談センターみたいな感じで、例えば、徳島については、こういう条例があって、こういうことをしないといけないんだよ、排水だとか排気だとかについて、窓口が常設されていて、きちっと指導を受けられるということは、彼らのレベルアップになるし、それから条例を徹底するためのこちらの責任でもあるとおもうので、そういうのをお役所につくってもらえないかという声を聞くため、機会があれば、提案させていただいてます。ですから、教育というのは、何もどこかの会場を借りて何月何日にやりますというのがいいのではなくて、ぼちぼちこの辺で考えないといけないなというのが私の意見なのですが。

○**部会長** いろいろ要望がありましたら、対応していかないといけないとおもいますので、そういうのはアンテナを張って、よろしく願いしたいとおもいます。

○**副部会長** 駆け込み寺みたいなところは要りますよね。

○**部会長** ありがとうございます。

○**委員** この報告書に20年度と書いてますが、いつまでに出すんですか。今22年の5月なんですけど、各事業所から20年度の実績報告書はみんな出来てないといけないんですよ。計画書だけ出して、あとは何もまとめてないのかなという気もするし。

○**事務局** ちょっと説明が不足でございましたが、今言われたのは、資料3の①のところで、実施状況等報告書提出事業者：43事業所とありますが、先程ちょっと申し上げたかもしれませんが、平成20年度の状況を御報告いただいたものです。これは、条例を施行する前の計画書に対する実績を、20年度の状況を知りたいと言うことで、提出してもらったものでございます。

○**委員** いつまでというのはないのですか。これが纏まってきて、何か実績が提出されていたら、新しく策定に役に立ちますよね。

○**事務局** 既に平成20年度の実績は提出されており、ホームページに公表しております。

○**委員** 報告書に丸印が付いていないところも、出てるんですか。

○**事務局** 20年度なので、新規のところは対象になっていません。21年度に新規になったところは、今年度に提出されることとなります。ただ今年度については、省エネ法の改正がございまして、従来の事業所単位から事業者単位に変わりましたので、提出期限を後へ遅らされてますので、私どももそれに合わせまして、通常より提出期限は遅く、今年度は11月末になります。

○**副部会長** 実は25%の話に戻るんですが、25%削減という政府の目標は、かなり絶望的かなとおもうわけですが、非常に難しい。ちまちました省エネとかだけでは、絶対に達成は出来ないとおもいます。それでこの扱いについては、部会長さんがお

っしやられているように、ちょっと国の動きを待つというのが賢明な策だとおもいますし、そうせざるを得ないとおもいます。排出量取引なんかをやり始めますと、外交問題となってしまうので、それはちょっと我々関与できないところなんで。そしたら私たちは何をしたらいいのかということなんですが、ここでちらっと触れられてますが省エネつまり落ち穂拾いするというのは、確かにこの取り組みの第一歩としては大事なんですけども、創エネというのもやっぱり、この地勢学的取り組みの観点からやっていく必要があると常に私はおもいます。

徳島県というのは農業県であり、森林資源が沢山あるということで、例えば、バイオマスなんてことはよく言われてますけど、これは徳島だったらできるわけですよ。ですからそういうきらっと光るもの、ならではということ、委員会に出席して口酸っぱく言って、入れていただいているんですが、具体策は何をするのか、ちゃんと提案していかなければいけないとおもうんですが、やっぱり徳島の森林資源であり、漁業資源であり、自然の恵みですね、こういうことをやっていかなければいけない。ひとつは創エネルギーをつくるという取り組みを絶対やっていかないといけない、これこそ徳島ならではの、徳島としてきらっと光るものになるのではないかと私はおもいます。具体的に言いますと、例えば間伐材で沢山切れ端とかの使用用途の少ない材木があった場合に、私が大学に勤務していたときに、学校ISOに何年か係っておりまして、地方の小学校、高等学校を全部巡って来たんですが、山奥の学校で何故、石油ストーブを焚かないといけないのか疑問にぶつかるわけですね。火の安全という問題はありますけど、近くにある木材を燃やすようなことを、市町村が管轄できる小学校だったら使ってもらえるように教育することが、環境教育であり、創エネルギーの第一歩ではないかとおもいますね。

資料1-2の2ページ、社会的条件というところのグリーンニューディールの考え方も必要とありますが、その下に上板町地域新エネルギー省エネルギービジョン56~72ページと書いてますね。これを参考にしてみてもいいんじゃないかということを書いていただけてますが、この冊子は、手前味噌で恐縮ですが、私が委員長になってまとめ上げたものなんです。引用していただくと大変ありがたいのですが、この中で、ひとつ徳島の生物学的な取り組みとして、つまり自然環境を利用して、創エネルギーをやれるのは吉野川の河川敷で、今、牛はいないけども既得権で牧草地になったままでほったらかされている。あの綺麗な地域に菜の花街道や花の街道をつくって、量的には少ないかもしれないがバイオディーゼルの燃料をやっていききたいというおmoiをここに書いてるわけです。こういうことで、地方の市町村でこういう計画をかなり具体的に踏み込んでつくってますので、そういうものをヒアリングという場でも結構ですから、一度きちっと集積していただくと、何も県庁で頭を捻り、貴重な時間を使わなくても、貴重な資料がいっぱいあるということです。ですから、上板町さんだけでなく、各市町村にもあるかもしれませんので、そういうものをレビューしていただいて、それに補助を考えてもらうというのが、非常に身近で、スタートラインがかなり前に来てますから、やりやすいんじゃないかなとおもいます。この場合ネックとなるのは、河川法です。河川法は国が仕切ってますので、それを個人で、まして市町村でやるとしたらバリアが高い。しかし、これを県庁さんが、知事さんが直訴すれば、あるいは提案をすれば、直ぐにでも実現できるかもしれませんね。ですから、既得権でほったらかしの沢山の牧草地で、バイオディーゼルができるのではないかということなんです。具体的にいろいろ書いてありますので、またコピーでもつくって、みなさんに御覧いただくと幸せなんです。つまり今ある情報とか取り組みを、きちっとこの際整理することが大事だとおもいます。

○部会長 ありがとうございます。今後の進め方のところで、特に施策の提案、目標をつくって、いかに施策をうまく利活用するかという御意見でございましたので、ワーキンググループの中でしっかり考えていきたいとおもいます。

議題1に関する御意見をいただきましたが、もう少し他の議題についても確認させてください。資料3に関わるところで、この報告はみなさん御了解いただいたということとさせていただきます。それから資料4に関わる審議ですが、環境マネジメントシステム調

査委員会の設置についてでございます、こういう趣旨で設置するというので、これについて御意見ございましたらお願いします。

(委員からは特に意見なし)

よろしいでしょうか、ありがとうございました。そうしましたら資料4-1のメンバーの選任ということで、第3条ですが、ここに書いておるとおりでございます、一番最後のところに環境政策部会長が選任すると書いてございますので、事務局から情報をいただきながら適任者を選ばせていただきたいと思いますとおもいますが、部会長一任ということで御了解いただけますでしょうか。

(委員一任)

はい、ありがとうございました。外部の専門委員を視野に入れながら進めていきたいとおもいます。ということで、議題2に関するところが終わりました、以上で今日の議題に関する審議は終わりました。ここでもう一度、今後ワーキンググループで作業を進めるわけですが、何か御発言等がありましたらどうぞ。

○委員 資料2-1の2007年度の排出量の状況なんですけれども、これから計画策定を進めていくうえで、教えてもらいたいのですが、予想どおり基準年比からはすごい増えてますよね。特に運輸部門とか民生部門のところの増加なんですけれども、これまでに民生部門については、様々な啓発活動が環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員によってあちこちで、ソフト面での取り組みをしてるんですけれども、それがあまり、今のやり方では効果があまりないというか、もう一度、これまでの取り組みをフィードバックしてみて、確認をしていかないと、新たに進めることが難しいのかなとおもったりします。それと併せて様々なハード面の取り組み、省エネ製品を買いやすくするような援助みたいなことを含めて、民生部門については考えられるんですけど、また運輸部門についても自転車とか徒歩とか公共交通機関を進めていこうといっても、実際のところ掛け声だけの感じなんですよね。いろんな面で難しい部分があるんですけど、そうならクリアしていくために事業者とか行政とか市民との連携する仕組みをつくっていかうとかの具体的な行動に繋がるような計画策定にしないと、やっぱりこれまでどおりでは、結局何も前進していかないとおもうんです。

先程、事務局から御説明いただいた、運輸部門と民生部門の増加の原因ということで、これまで言われている一般的な説明があったんですけど、それ以外に、徳島県の特徴的なことがあるんだしたら教えてもらいたいなとおもいます。

○事務局 先程の資料2-1では概略は説明したところなんですけれども、裏側を見ていただきますと、運輸部門について申し上げますと2001年をピークに概ね減少の傾向にあるのではないかと、しかしながら排出量については多い。その原因ですが、自動車の保有台数が1990年の基準年が、44万2千台だったのが、2007年には60万1千台と約36%増加しております。これに関連するのが総走行距離ですが、データは残念ながら、徳島県ではなく、四国のデータですが、基準年に対して約23%増えている。こういう状況が、やはり排出量としては、先程申しましたが約14%。車自体の改善はあるんですが、しかしながら走行距離が伸びている関係で、非常に排出量の増大があると。そうすると対応策として、先程おっしゃられたように車の利用を抑制するしかない、例えば自転車とか徒歩とか公共交通機関が入ってくるのかなとおもいます。どのような対策、取り組みをすればいいかというのを、是非計画の中に織り込んでいただければと考えます。

それからもう1点、民生部門、業務と家庭と両方あるんですが後ろの方見ていただきますと、2001年をピークに減少になってるわけです。家庭については、トップラン

ナー方式で、個々の製品については政府が公表してるわけですが、大型化してるとか種類、台数が増えていると考えられます。ただ徳島県で具体的な数値を出すとすると、データはないんですけども、全国の普及率データが出ております。1990年に対しての特徴的なものを申しますと、温水洗浄便座は1990年にはゼロだったんですが、今の2007年では66%程普及しております。パソコンについて言えば10%が72%になっている。ずいぶん普及しているようなエアコンでも64%が90%に増えている。圧倒的に種類、台数が増えているというのが一点と、もう一点は世帯数が人口減少にもかかわらず増えていると、この辺は最新データがないのですが、1990年に対して2005年では15%増えている、ですからひとつの世帯がふたつに分かれますと、純粋に2倍にはなりません。1てん何倍の格好に、どうしても照明とか暖房とかの負荷が増えるのが原因でございます。

それから業務系については統計的なデータはないんですけど、OA化はもちろんですけども、私たちの身近でも、大きなビルが出来たり、ショッピングセンターがどんどん出来ておりますので、新しくできるところは当然、省エネ対策というのは十分進んでいるんですけども、やはり量的に増えているということで全体としては排出量として34%、業務と家庭と区分しますと、業務の方で35%、家庭の方で言えば34%、それぞれ増えているというのが実情でございます。そこで対応策としてどういうものがあるかということになれば、なかなか難しいものがあるんですけども、ひとつは建築物で省エネ法の改正があって非常に延床面積が小さいものまで法律の対象になってるので、ここの効果が得られるのではないのかとおもいます。家庭部分で言えば更新、買い換え、あるいは新たに買うものであれば省エネ機器ということで国の方ではエコポイント制度があるわけですので、これがいつまで続くかというのはあるんですけど、エコポイント制度というシステムは非常に効果的ではないかとおもいます。

やはり行動していただくには、県民の意識が高まることが重要とおもいまして、手もとにチラシをお配りしてありますが、この4月からは環境首都とくしま創造センターを開設いたしまして、地球温暖化防止活動について法に基づく地域センターの指定をし、ここを拠点にいろいろな活動を進めたいとおもっております。

○委員 私もあちらこちらに行くんですけど、民生部門ですが、みなさん情熱が失せてます、一時期のように省エネとか昔の生活に近づけるようにとか、25%の話をしてても情熱がなくなってますよ。これだけ寒い日が続いたら暖房しないとどうするでとか、高速道路が1000円だからいっぱい走らないととか、自転車や徒歩でエネルギーを使わないようにと言っても、乗用車はどんどん高級化してるし、一方的に省エネといっても、受け取る方の情熱が以前と比べて今ひとつなんです。明々とスーパーもパチンコ屋も電気がついているのを減らせば、家庭の何軒分を賄えるのではないかとか。

ちょっと前だったら真剣に考えてましたよね、そこら辺がみんな考えなくなったような気がする。25%とか2050年までに80%とかいう、書類だけで省エネしてもなという気がします。書類だけでしてたり、会議ばかり重ねて省エネしてたり、実際に国民が当事者として行動することが大事というメッセージも載ってましたけど、全然行動が追いついてないんですよ。意識が低下しているような気がする、どうしたものでしょうかね。

○部会長 私もすごく感じてまして、90年代というのは、京都議定書もあって、後半はやらんといかんという意識はあったんですけど、熱が一時に比べて冷めてるなという雰囲気はするんですが、それはいけないんで、今度計画をつくるにあたって、それも含めてやらないといけないんですよ、それを一生懸命考えてですね。オフィスには床面積の制限とかがあるんですよ、広がっていくとぱっと増えるでしょ。施策はつくれます。それを実行するためには法規制とか経済施策とか意識改革もあります。例えば法律ではオフィスの床面積やめなさいと言えないですね。どちらかというとなら経済の活性化になってますから、国全体で一生懸命考えてもらうことになってますが、地方では限界がありま

すけど、そういうながらも案をつくって国に提案できたらいいかなと、そういう気持ちで進めていきたいとおもっています

○副部長 その件に関しまして、やっぱり効果はだんだん薄れてるんだけど、啓蒙活動はお役所として絶対続けていくべきであるとおもいます。お役所の立場でやれやれ言うのは私は好きじゃないですね、自分はいったい何をやるのか、ISOでも結局、自分でやると言うことがひとつのテーマになってまして そうしますと、何が考えられるかという、徳島県はサテライトオフィスというのはあるんでしょうか。

例えば、住民票を取る場合に東京、大阪では駅中、駅前で取れるんですよ。お役所の人が、9時に建物に来なくていいんですよ。市民が用事のある場所から近いところに設置するべきだとおもいますね。例えば駅前のデパートの一室を家賃を出して借りて、行政サービス、県庁サービスをやっても、非常にインパクトがあるとおもいます。つまりデパート、商店街に来るついでに、どちらがついでかわかりませんが相乗効果、経済効果があって、非常に省エネにもなる。それから場合によってはJR、バスも駅前を核にして動いてますから。そう言うことを考えるべきだとおもうんですね、ですから勤務体系というひとつの仕組みをお役所では難しいかもしれませんが、がらっと替えてみる、これも非常に大事なこととおもいます。例えば工場に行きまして、大きな工場を建てたけど生産量が減ったんで、エネルギーの消費が減ってるんですよ、省エネ設備を導入してるけれども売り上げや製品量が減ったから、一見省エネしてるように見える訳なんですよね。このデータの読み方、解釈の仕方、それに伴う対策というのは、今一度頭がつんと一撃を食らうぐらいの改革は、ソフト面ですからやっていくべきではないかとおもいます。ちょっと具体的になりましたが、私は感じています。

○部長 これも施策の展開で、考えていきたいとおもいます。

○事務局 県の場合は、サテライトとは申しませんが、南部総合県民局と西部総合県民局ということで県民に直接というのは、市町村に比べると少ないんですが、それぞれの地域で届出等とか出来るシステムは、ある程度はしてるんですが、その結果かどうかわかりませんが、県自身の取り組みとしては、温室効果ガスの排出量が相当減ってきております。特にソフト面で、例えばみなさん方に御迷惑を掛けてるんですけど、冬は17度と夏は28度という温度設定にしてまして、その効果と省エネ設備を逐次入れるということで効果は出てるとおもいます。

○副部長 お金を出さずに知恵を出して、省エネ出来ることを考えたらいいですね。

○委員 資料2-1に書かれている、県民が一体となってという意味で、県民の目線で申しますと、行政と事業者の間で温室効果ガス排出量を十分やっていってもらわないといけないのですが、先程、委員がおっしゃられたように、やはり県民の意識が下がっているというのは、私も子育て世代の30代半ばですが、われわれ若い世代も感じております。ただ興味のある家電製品とかで、店に行ったときはエコポイントなどに少しでも興味を示します。示したところから次に繋げていくというような啓発的な活動方法を行政側はこれからもやっていくべきだろうと考えます。資料1-2のその他の部分でも書いております、私ももちろん総会の時に意見を言いました。やはり十分県民に浸透していない、是非次の施策、計画には、新たなキャッチフレーズやもっと堅いんじゃないかと、エコはこうだよというような、どの世代からも親しみを持てるような、公共的な情報の媒体であるホームページやパンフレットを是非ともつくっていただきたい。唯一それが県民と行政側を繋ぐひとつの方法だと考えております。

もう一つ大事なのが教育ですね。当然、愛称「エコみらいとくしま」に入っている環境学習・環境教育をサポートするという部分ですね。やはり、学校教育の場において、環境というのを是非とも組み込んでいただきたいと、私の世代でいいますと、環境とい

う教育は受けておりません。だけど今の世代、私の子どもや未来ある子どもは、十分に環境について勉強することができます。

是非とも施策に、環境の教育、特に学校側でする教育を必ず入れていただいて、現状は部会長がおっしゃるとおり、国の目標を達成することが非常に厳しいということは肌で感じます。だけど未来ある子ども達のためにはストップさせるわけにはいかないので、是非とも施策に入れていただいて、この部会また環境審議会が徳島県の未来のために頑張っただけのよう、議論をお願いしたいとおもいます。

○部会長 議論は尽きないとおもいますが、沢山意見をいただけてますので、今日はこの程度としたいとおもいますが、よろしいでしょうか。

事務局の方で資料1－2に反映させていただきたいとおもいます。

今日はふたつの議題について御審議いただきましたが、計画をつくるという方向性について、これですっかり土台が決まった感じですので、あとは事務局と共に頑張っていくということにしたいとおもいます、これで議題の方、終了させていただきます。

○環境総局長 (あいさつ)

以上